

市役所本庁舎内チャレンジャー育成事業運営規定

1 目的

本規定は、市役所本庁舎内チャレンジャー育成事業における市役所本庁舎内地下の未利用スペース（以下、「未利用スペース」という。）での出店について、必要な事項を定めるものとする。

2 使用許可

市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定により、出店者に未利用スペースの厨房部分について行政財産目的外使用許可をするものとする。

3 施設概要

所在地：吹田市泉町1-3-40 吹田市役所 中層棟地下1階 未利用スペース

面積：87.2㎡（うち、行政財産目的外使用許可面積は12.18㎡で、それ以外のスペースはフリースペース）

4 使用料及び光熱水費等

使用料は月額12,442円とする。ただし、使用期間中に使用料を改定する場合がある。また、光熱水費は出店者負担とする。（電気代：メーター使用量に基づく面積按分による負担とする。ガス代及び水道代：各メーター使用量に基づく負担とする。）ごみ処理費用についても出店者負担とする。

5 納付

出店者は、使用料及び光熱水費を市長の指定する日までに納付するものとする。

6 営業日及び営業時間

開庁日（月曜日から金曜日まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び1月2日、3日、12月29日から31日は除く。）は原則無休とし、午前8時30分から午後6時30分までの時間内で営業するものとする。ただし、午前11時30分から午後2時00分までの時間は必須とする。

7 設備

厨房設備については、貸与備品一覧に基づき、必要最低限の設備を無償貸与

し、その他の必要となる備品に要する費用は出店者の負担とする。事業期間中の貸与備品の修理等については、市長が負担するものとするが、出店者の故意又は過失により破損や故障させた場合は、出店者が負担するものとする。なお、貸与備品の修理や管理運営上、市の指示等により、休業又は営業が制限される場合の営業補償は行わない。毎日、厨房機器、床、グリストラップ等の清掃を行い、特に、排水設備については、詰まり等が生じることのないよう適切に使用するものとする。グリストラップを適切に使用していなかったことにより、目詰まりが生じた場合は出店者の負担により除去するものとする。

8 鍵の管理

出店者の責任において管理するものとする。

9 ごみ

廃棄物処理業者と契約の上、適正に処理するものとする。

10 衛生管理

出店者は、法令に定める手続き、衛生基準等を自己の責任において厳守し、高度な衛生状態を維持しなければならない。万一、提供品により利用者が中毒、伝染病等の被害を受けた場合は、利用者に対して損害を賠償しなければならない。

11 健康管理

出店者は、法定に基づき、健康診断及び検便を実施し、その結果を保存するとともに、市長に報告しなければならない。万一、従事員に異常があるときは、速やかに対応をとるとともに、直ちに市長に報告し、その指示に従うものとする。

12 起業家育成

市長は、出店者に対し、事業期間の間、本市の経営相談（月1回程度）等により、出店者の支援をする。また出店者は、これらの支援を受けるものとする。

13 報告

出店者は、毎月20日までに、市長の指定する様式により、前月の売上額・買上客数・営業日数・営業状況等（未利用スペース内での営業分とその他の売上・経費等は分ける。）及び清掃状況を市長に報告しなければならない。

ない。なお、報告を受けた内容は、本事業の達成のため及び起業家育成に資する目的の相談業務以外にも、必要に応じて必要な項目を使用、公表もしくは提供することがある。

1 4 出店者の禁止事項

出店者は、未利用スペースを使用するにあたって、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 利用者や隣接施設の利用者及び周辺住民に危険又は迷惑を及ぼす行為をすること。
- (2) 未利用スペース並びに市役所内の維持・保全を害すること。
- (3) 目的外で未利用スペースを使用すること。
- (4) 未利用スペースを第三者に利用させ、又は出店権利を譲渡すること。
- (5) 市長の許可なく、販売メニューや販売価格、営業時間等を変更すること。
- (6) 市長の許可なく、未利用スペースで撮影等を行うこと。
- (7) 市長の許可なく、工作や模様替え又は造作すること。
- (8) 指定する場所以外での張り紙、看板等の表示や掲出をすること。
- (9) 市長の許可なく、市役所敷地内外で営業活動や広報活動等をすること。

1 5 原状回復

出店者は、事業期間が終了したとき、使用を中止したとき、又は事業期間中において施設や備品等を故意又は過失により破損や故障させたときは、出店者の負担により市長が指定する日までに施設等を原状に回復しなければならない。

事業開始前及び原状回復後、その他必要に応じて、市と出店者が立会いのもと、施設等の確認を行うものとする。

1 6 出店の取消し

市長は、出店者が次の各号のいずれかに該当するときは、未利用スペースの利用の決定を取り消すことができる。

- (1) 事業申請書等の提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) 禁止行為を行ったとき。
- (3) 施設や設備等を故意又は重大な過失により毀損し、又は滅失したとき、又はその恐れがあると認められるとき。
- (4) その他、市長が特に必要と認めたとき。

1 7 本事業への協力

本事業での出店期間終了後、出店状況等を市に報告することとする。また、市及び他出店者との情報交換等に協力することとする。

1 8 法令順守

飲食店の店舗運営に関連する法令を遵守するものとする。

1 9 その他

市長は、本規定に定めのない事項について、別に定めることができるものとする。